裁判員経験者の意見交換会議事録

日時：平成２８年２月８日（月）午後３時から午後５時まで

場所：奈良地方裁判所大会議室（４階）

司会者あいさつ

司会者：本日は，お忙しい中，裁判員経験者意見交換会に御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

私は，この意見交換会の進行，司会を務めさせていただきます奈良地方裁判所長の稲葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

平成２１年５月に施行されました裁判員制度も６年半を経過いたしまして，これまでに奈良地方裁判所では，判決の数では６５件，判決を受けた被告人の数では７１人の裁判員裁判が行われました。

これらの裁判には，裁判員と補充裁判員の方を合わせまして５３８人，裁判員が３９０人で，補充裁判員の方が１４８人でございますが，合わせて５３８人の方に御参加をいただいております。

奈良地方裁判所では，多くの方に御協力いただきまして，裁判員裁判はおおむね順調に実施されてまいりました。

今後，裁判員裁判の運用のさらなる改善のために，実際に裁判員裁判を経験された方々から率直な御感想，あるいは御意見をお伺いするのが大変有意義なことだと思っております。

本日，御出席いただいた皆様には，裁判員裁判に参加されたことに対する全般的な御感想，御意見のほか，冒頭陳述や証拠調べ，論告・弁論，判決などの各手続段階での御感想や御意見を伺いたいと思っております。皆様の御感想，御意見にしっかりと耳を傾けて，これからの裁判員制度の運用に生かしてまいりたいと思っております。

また，意見交換会の最後には，今後，裁判員になられる国民の皆様へ向けてのメッセージやアドバイスもお伺いしたいと思っております。皆様のお声を国民の皆様にお伝えしたいと思っております。

約２時間という短い時間ではございますけれども，どうぞよろしくお願いいたします。

本日は，経験者の方々以外に法曹三者から，それぞれ一人ずつ出席をお願いいたしておりますので御紹介いたします。

法曹三者の紹介

司会者：まず，裁判所からの出席者ですが，刑事部の柴田厚司裁判官です。

柴田裁判官：柴田です。よろしくお願いします。

司会者：今日御出席いただいた経験者の方々全員が関わられた全ての裁判員裁判において裁判長を務められています。

次は，奈良地方検察庁の出席者，田村志保検事です。

田村検事：奈良地検の検事の田村と申します。よろしくお願いいたします。

司会者：奈良弁護士会の出席者で，藤井茂久弁護士です。よろしくお願いします。

藤井弁護士：奈良弁護士会弁護士，藤井茂久と申します。よろしくお願いいたします。

意見交換

司会者：それでは，意見交換会を始めたいと思いますけれども，裁判員裁判のときは，愛称を決めたりとか，そのときの番号などで呼び合っていらっしゃったかもしれませんが，本日も，本日決めた番号を御用意させていただきました。１番さん，２番さん，３番さん，４番さん，５番の方が急に御都合が悪くなられましたので，５番はなしで，６番さんというようにお呼びさせていただきたいと思います。

司会者：まず，全般的な御意見，それから審理についてそれぞれ冒頭陳述，証

拠調べ，論告・弁論，評議・判決などについてお話を進めていきたいと思います。

まず，初めに，担当された裁判員裁判の全般的な御感想や御意見を伺いたいと思います。

裁判員裁判が終わった直後にアンケートにお答えいただいたり，記者会見に出席されたという方もいらっしゃるかと思いますけれども，裁判から少し時間が経っておりまして，長い方では１年以上，比較的最近の方でも４か月ぐらい経っているかと思います。現時点での全般的な御意見や御感想を，まずお伺いしたいと思います。

個別的に，また冒頭陳述についてどういうふうに感じたかとか，証拠調べについてどういうふうに感じたか，論告弁論についてわかりやすかったかどうか等は後にお伺いしたいと思いますので，全般的な御意見とか御感想など，お聞きしたいと思います。

１番：参加しての感想ですが，いいか悪いかで言いますと，よかったです。自分の知らない世界というのもありましたし，最初は，ちょっと興味本位というのも，正直あったのです。

ですが，やっぱり一般の方というか，経験されてない方がおっしゃるような責任の重さというのを，後からひしひしと感じてはいたんですけれども，終わってみて，いろんな人の思いとか，自分の考え方がこれで正しいのかとかいうのを考えさせていただけたと思います。自分にとって非常にプラスだったと思います。

２番：自分は，補充裁判員という立場で参加させていただいたんですが，恥かしながら，刑事裁判というものが，そもそもよくわかっていませんでした。私は長い期間担当させていただいたんで，裁判というものが，決して真実全てが明らかになる場所でもなく，また時間制限というものがかなりあるということを知って，その中で，有罪・無罪を決めていく，あるいは量刑を判断

していくということが，徐々にわかっていったというところが本当のところです。感想としては，とてもよかった，ある種，誇りに思っていたところもあったりして，そういうところですね。

３番：私自身，おととしの１２月に最高裁から届いた書類を見て，もうこれ捨てようかなと思ったほどでしたが，これは仕方ないなと思っていました。その後，今回の裁判の通知を受けたのが７月で，裁判は８月にあったわけです。６月ぐらいになった頃には最初の通知から半年経ったので，もうないのかなと思っていたところ，通知が来たということです。去年４月に退職していましたので，もう私も断る理由がなく，行かな仕方ないかなというところで来させてもらったというのが正直なところです。

だけど，実際，三権の中で行政と立法，つまり，内閣と国会というのは，割りとテレビとかでよく見ていて，国民も親しみがあるけど，裁判所は，先程も写真撮影がありましたが，テレビで写真だけ写って，国民には余りなじみがないところで，私も最初はもう，裁判所に行くことが嫌だなとは思っていたんですけれど，評議室にちょっとしたお菓子があったりして，大変気持ちが和んだなと思っています。

実際，私は４日間でしたが，語弊があるかもわかりませんが，楽しく余暇を過ごさせてもらったなと思っています。とてもいい経験をしたなというふうに思っています。

４番：まずは，裁判員制度について参加してよかったと思っています。経験としてはよかったかなと。

ただ，何がよかったかという具体的なところは，なかなかないんですけれども，やはり裁判というものについて，いろいろ考えさせられることがあったといったところと，人が人を裁くというものに対しての思いについても，やっぱり考えさせられたというところが大きかったと思います。

あとは，裁判のところで思ったもう一つが，被告人に質問をしたわけなん

ですけれども，そのときの被告人の顔は今も，ちょっとやっぱり忘れられないというのが一つの思い出という言い方は悪いんですけれども，一つのエピソード的なことが，今振り返ってみると，あったことです。

６番：私も，書面が来たときは，実際，自分が本当に，裁判員として裁判にかかわるのかなという驚きのほうが多くて，最初はちょっとどきどきしていたんですけれども。あと，私，今日，女性１人なんですけれども，やはり子供がいるので，主人の仕事の都合とか，両親と離れてるので，子供を預ける観点からとか，いろんなことを考えなければいけませんでした。保育園とか託児所の手配という紹介が書いてあったんですけれども，やはり，実際にはちょっと難しくて，もう少し自分の身近なところで預けられたりとか，そういう制度が広がれば，もっと参加しやすいんじゃないかなと思いました。あと裁判自体なんですけど，抽選で選定されると思ってもいなくて，あれよ，あれよという間に，昼からいきなり大法廷のところに座って，いきなり始まるというのは，心の準備がなかなかできなかったので，あと一呼吸ぐらいあったらよかったのかなという印象がありました。

あとは，法律とかに関しては，本当に無知でわからなかったんですけれども，裁判官や裁判長の方がわかりやすくいろいろと説明してくださいましたし，すぐにわかるような感じで話も進めていけるような感じで，それでもどうしても法律の言葉とかがわからないので，素人的な面からというか，民意というか，そういう形でしか意見するという形になってしまったと思うんですけれども，なかなかできない経験でしたので，本当に参加させていただいてよかったと思います。

司会者：おおむね，よい経験をしたというふうにおっしゃっていただいております。それでは，全般的な御感想を伺ったところですけれども，今度は審理の段階，各手続段階を追いながら，感想や御意見をいただきたいと思います。

まず冒頭陳述，次に証拠調べ，その後論告・弁論，その三つの段階にわけて，御意見や御感想を承りたいと思います。

それぞれ経験された事件が違いまして，公判回数の一番多い事件は１０回を超えるものもございますが，短い事件だと４回ぐらいで，調べた人数も，一番多いと１０人以上，少ない事件では２人プラス被告人質問だけで，そうなりますと，どうしても冒頭陳述のボリュームも事件によって，大分差があったようでございます。なので事件にある程度，左右されてる部分もあるのかもしれませんが，まずは冒頭の部分，検察官と弁護人から，それぞれまず始めに冒頭陳述があったかと思いますが，その辺をちょっと思い出していただきまして，冒頭陳述がわかりやすかったかどうか，すごく長く感じたとか，詳し過ぎたとか，わからない言葉がどんどん出てきたかとか，そうではなくて，わからない言葉はかみ砕いて説明があったかとか，御感想を述べていただけるとありがたいと思います。

また，提出された書面のこんなところがわかりやすかったとか，こういうふうになっていたらもっとよかったのにとか，後から思い起こせばみたいなところでも結構でございます。もちろん，今私が申し上げたこと全部について，おっしゃっていただく必要はございませんので，印象に残ってる部分をお話いただければありがたく思います。

１番：私が経験した裁判というのは，多分，ものすごく長かったと思うんです。冒頭陳述というのもしっかりした書面で，初日のことと思うんですけど，読み上げていただいたところを追っかけるだけが精いっぱいだったんです。

で，日を追うごとに，自分の手書きの書類が，初日は１枚，２枚だったんですが，やっぱり４枚，５枚，最終日には７枚，８枚になって，すごい卒業論文みたいに，今まで書いたことのないぐらいの書類の厚さになっていくんですね。でも，そのたびに皆さん，検察の方々もそうだったですし，裁判官

の方は，みんなにわかりやすい表現で，文章を口頭で言っていただいて，その場でみんなが理解できるような，そういう書類を使っていただいていたんで，すごくわかりやすかったです。

流れ的にいきますと，証人の方もたくさん立たれて，お話とか伺って，日数はものすごく長かったんですが，後で部屋に帰って，あのときはこうやった，あのときはこうやったと，裁判員みんなで話をさせていただく時間というのが，すごく助かったなというふうに思います。私はすごくわかりやすい書類をいただいて，それを直接見せて，説明されたのですぐわかりました。

司会者：冒頭陳述を聞いたら，こういう事件で，こういうことが問題になってるんだなということは，割合頭に整理して入ったなという印象ですかね。

１番：そうですね。最初は，そうでした。

２番：自分が担当したのは，覚せい剤の密輸ということで，被告人が外国人でありまして，通訳を介しての裁判となっておりまして，そして出てくる登場人物も多人数になりまして，偽名等も使われていたようで，最初の冒頭陳述では，全くわけがわからなかったです。

でも，裁判のたびに要点を書いたレポートみたいなものを，毎回いただくので，この事件の問題点は，こことここととここなんだということは，それである程度知ることができました。

ただ，被告人が外国人ということで，通訳を介すということで，質問して通訳，答えをして通訳ということで，聞く時間が倍かかるようなことになっていたんですね。今後，国際化が進んで，外国人の犯罪者が増えれば，そういうことも増えてくるんではないかということで，その辺もう少し何かいい工夫があればとは思うことと，証人の数も多かったので。１日２名ですかね，大体１日でできるのが。それでやはり日にちが延びたのは，いたし方ないかなと思いました。

あと，自分は補充裁判員という立場で，割りと結構気楽な立場で参加して

たんですが，そうとも言っていられずに，その際に出したいろんな疑問とか質問，割りととんちんかんなことを考えていたところも多々あるんでしょうが，それにもかかわらず，全て組み入れていただいて，裁判中でもそのことについての質問はしっかりしていただいたということには，感謝いたしております。

柴田裁判官：要点メモというのは，尋問のときに検察官とか弁護人が提出した尋問メモでしょうか。

２番：はい。裁判員制度をするには，そういう下準備というものが，かなり必要なんで，これは手間なんではないだろうかという気はいたしております。

司会者：今の要点メモというのは，検察官，弁護人は，必ず証人を調べるときはお出しになるんですか。必ずしもではないんでしょうか。

田村検事：そうですね。必ずではなくて，複雑な事件で尋問事項があらかじめ，こういう事項について，これから質問しますという事項と，順番がわかるものが手元にあったほうがよいと思われるときには提出しておりまして。

司会者：そういうのは，事前準備の段階で，メモを出しましょうとか，出しませんとか，決めていらっしゃるわけでは，必ずしもないのですか。検察官と弁護人は，これは出しますよ，出しませんよというのは打ち合わせするんですか。そこまでは特にしていなくて，でも双方から，多分この事案だと出たんですか。

田村検事：この事案では双方から出たんですよね。

３番：さっき６番さんがおっしゃったことですけども，来て，当たって，すぐに法廷というところで，私もあのとき戸惑いました。こんなん，ここへ座っていいんやろうかと思って，すぐに検察官の冒頭陳述が始まって，多分あのときもう頭がぼうっとしていたので，メモがなかったら何のことかわからなかったんじゃないかなと思います。メモがなかっても，それだけ必死に聞いたかわからへんけども，やっぱりこの文章があることが大きかったなと思い

ます。

だから，実際，ほかの裁判員裁判がどういう形になるか，ちょっとわからないんですけれども，要するに，当たってすぐ裁判になるようなときは，ぜひともそういうものが必要ではないかというふうに思います。

ただ，これがさっき聞いてたら，必ずしも出ないということであれば，やっぱりその前にちょっとね，こんな事件であるということを教えてもらいたいかなと思います。

司会者：必ずしも出ないというのは，多分証人尋問のときに，この証人から何を聞くのかのメモが出ないということで，冒頭陳述は，全部何らかの書面が出されると思います。

中身はどうでしたか。

３番：中身としては，わかりやすい。

私が担当した事件は，割りと簡単な事件というか，殺人事件ですけれども，被告人が認めているという事件だったので，割りとわかりやすい事件だったので，内容もすぐに理解することができました。

４番：先ほどもありましたように，やっぱり僕のほうも，裁判というものがわからなかったので，冒頭陳述のほうも聞いているようで聞いてなかったというか，わからないかと言えば，わからなかったんだと思います。

ただ，徐々にいろんなお話も含めて，メモ的なものも見せていただいて，それを振り返りながら，要所要所で，また集まって，話をして，審理をしたといったところで，思い出しながら，あるいは見ながらといったところがよかったのかなと思います。

あとは，本当にその背景というんですか。内容が単に審理している内容だけじゃなくて，その方の，いわば人生みたいなものも含めて，その中に書かれていたわけなので，それが一つの判断材料ではないですけれども，一つのものになったのかなというふうに思っています。

司会者：冒頭陳述の中で，特に裁判の中でここが争いになっているところ，特に言い分が違ってるというようなところは，わかりやすかったでしょうか。その点はどうですか。

４番：やはり，私の場合も殺人で，かつ御本人が認めておられましたので，自首もされてるというような状態でしたので，その審理については，あまり悩むこともなく行ってきたわけなんですけれども，やはり精神鑑定というところですね。やっぱりそこが論点だったと思います。その部分については，何度か皆さんの意見交換を含めて，冒頭陳述要旨を見ながらやっていたと思います。

柴田裁判官：たしか弁護人の方からパワーポイントの資料が出ていましたね。

司会者：パワーポイントで冒頭陳述されたんですね。

４番：横に書くところがあるので，自分で，不明な点を書きながら，後から審理のときに質問させていただいたりというところで使わせていただきました。

司会者：そうすると，そういうパワーポイントでの弁護士さんの方の冒頭陳述というのは，聞いててわかりやすかったというような記憶でしょうか。

４番：そのときは，余りわからなかったんで，いろんな自分でもわからない点を書いたわけなんですけど，後から見返しても，何を書いてたんかわからんというのもありました。

司会者：詳し過ぎてかえってわかりにくかったとか，そういう点はどうですか。

４番：結局，そのときには，わからなかったんですけれども，後から役に立ったのかなと。

司会者：振り返って見る分には，よかったということですか。

４番：よかったです。

冒頭陳述をやってるときには，今言ったように疑問点だけ書きながらとい

うところです。

６番：私も，３番さんの方と同じ案件だったんですけれども，語弊があるかもしれませんが，割りと短絡的な事件だったので，冒頭陳述のメモとかを読ませていただいた段階で，大体の事件の内容というのは，すぐに把握できましたし，弁護人の冒頭陳述要旨というのも，文面で大体，こういった事件に関しては，検察官と言っておられることが，大体一緒だなというのは，すぐにわかりました。

司会者：それでは，続きまして，先ほどから少し話題に出ておりますけど，証拠調べのほうに入りたいと思います。

まず，証人尋問，被告人への質問も含めてで結構でございますけれども，検察官や弁護人からの質問がわかりやすかったかどうか。あるいはすごく長過ぎたとか，短か過ぎたとか，あるいは補充尋問で証人に聞きたいことが聞けたかどうか。それから，証拠書類を朗読された場面もあったと思うんですけど，その点がわかりやすかったかどうか。証拠の分量が多過ぎてわかりにくいとか，あるいは少な過ぎて，もっとこういうことも知りたかったのにとか，そういった点がありましたでしょうか。

６番：そうですね。最初は，やはり裁判員に選ばれた時点で，殺人事件ということで，証拠である遺体の写真を見たりとか，その部分がすごく気になってまして，でもそれは事件によると思うんですけど，本当に，こんなん言ったら怒られるんですけど，短絡的な事件で，多分，印象からしたら，これぐらいかなというぐらい，すごくいっぱい隠してもらってて，一部分しか見えなかったので，動揺することもなく，そうだったんだというのがすごくわかりました。あと証拠は量的には普通というか，十分だったかなと思いますし，検察官の話は，すごく納得するような形で説明があったかなと思うんですけど，弁護人と被告人のやりとりが，いまいち，かみ合ってないところとかもあったので，信用性はどうなのかなと思った場面とかはありました。

司会者：そうすると，その傷の写真みたいのはあったけど，そこの部分だけだったので余りショックではなかったということですか。

柴田裁判官：傷ではないですね。首だけのだったと。

６番：そうですね。亡くなられた後の写真で，こういうことをされて亡くなりましたという写真だったんですけれども，本当に顔全体とかも覆われてて，本当に傷の部分しか見えてなかったので，余りショックというか，びっくりするようなことはなかったです。

司会者：気持ちの上で，負担になってしまったということは，特になかったということですね。

６番：はい。事前に，裁判官の方に「そんなんあるんですか。」って，私も聞いたんですけど，「大丈夫ですよ。」と，言ってくださったので，安心してというか，証拠とかも見せていただいたけれども，余り負担はありませんでした。

４番：証拠調べについては，先ほども申し上げましたように，御本人が認められてたので，別段，どうのこうのということはなかったんですけど，やはりその内容を確認，あるいは検証するという意味では必要なので，自分としてもそれなりに確認をしたかなと思ってます。時間だとか，分量だとかいうことについては，特に感想はなかったですね。

司会者：例えば，供述調書の朗読とかもあったかと思うんですけど，それを聞いていて，わかりにくいなと思われたりというようなことはどうですか。特に，そこまでは思わなかったですか。

４番：というより，そのことで言うと，検察官と弁護人が同じことに関して言われてるんですけれども，全く正反対のような話って言ったらおかしいですけど，証拠については，そんなことがないのに，説明の仕方によってずいぶん異なるということを感じていたような気がします。

柴田裁判官：４番さんの事件では，責任能力が争点でございますけど，鑑定人

尋問の内容は，いかがでしょうか。

４番：鑑定人の方はわかりにくかったです。

司会者：検察官からの質問とか，弁護人からの質問に対する鑑定人の答えがわかりにくかったとか，そういうんじゃなくて，全体的に理解するのが難しい話だったということですか。

４番：そうですね。難しかった。精神論的なところなんですが，精神障害があるといった部分に入っていきますので，ちょっと自分でも判断しづらいところがあったと思います。

司会者：これも，人が亡くなられた事件ではあるんですけど，イラストとかがあったかと思うんですけども，御記憶はありますかね。

４番：あります。

司会者：それを見て，写真ではなかったかもしれませんが，心の重荷になったとか，負担を感じたとかいうようなことはなかったですか。

４番：それはなかったです。使った凶器に血が付着してたということと，血のほうも，もっと黒くなってるのかなと思ったんですけれども，赤かったというか，意外にその点が印象的だったと思うんですけど。

柴田裁判官：先ほど，被告人の顔が今でも浮かぶという話がありましたが，その辺はいかがですか。

４番：質問したわけですけれども，そのときの不服そうな顔とか，その顔が今でも。振り返って，僕の顔を見たわけなんですが，その顔が今でも浮かんでくるというか。イメージ的にですけどね。

柴田裁判官：寝られないぐらい，御負担があったことは。

４番：負担はないんですけど，何かの折には思い出しました。今回でも，今回の経験者が集まるに当たって振り返ってみると，被告人の顔が浮かんだということです。

３番：私が担当した事件は親族殺人であったということで，検察側の証人も，

弁護側の証人も，ほとんどが被告人の親戚の方で，一般の方，親戚以外の方が１人か２人か。

だから，おばさんが検察側の証人やったり，娘さんが弁護人側やったかな。そういうので，本当に，ちょっとその辺は，わかりにくかったなというところはあります。これは事件の関係で仕方ないかなと思います。

証人の言ってることが，どちらを弁護してるのか，刑を重くしようと言ってるのか。証人本人もなかなか難しいんやろうなとは思いますけれども，その辺が全然伝わってこなかったなということが感想です。

司会者：写真を御覧になった御記憶はないですか。

３番：覚えてないです。

司会者：わかりました。

２番の方は，遺体とかはない事件だったかと思うんですけれども，人証の質問が，全体としては非常に長くかかった事件だったかと思うんですけれども，聞きづらいところがあったとか，その辺はいかがでしょうか。

２番：そういうおどろおどろしい証拠が出なかったということで，ほかの裁判員さんも，それはよかったなという感想は多々あったんです。事件が東京の方が主だったので，東京の方から来られてる証人が多くて，それは大変だなというような意見はよく出ていたのと，証拠で印象深かったのが，通話記録ですね。これぐらいの紙に五，六ページあったでしょうか。そこにずっと通話記録１００件程度あったのをいただいて，最初，何じゃこりゃと。数字の羅列ですからね。こんなものをいただいてどうするのかなと思っていたりして，あと証拠では「こんな証拠があればもっと簡単にわかるのに。」とか「何でこういう証拠は出てこないんだろうか。」というような意見が多々あったんですが，最終的にその通話記録，厳然とした証拠が最終的に物を言ったという結果になりまして，裁判というのは，そういう確実な証拠でもって結論を出していくんだということを改めて感じました。

１番：私の場合は，同じく殺人事件だったんですけれども，皆さんとは違って，被告人が「私はしていない。」というふうにおっしゃっていたので，検察官も弁護人も，いろいろ話したんですけれども，結局，亡くなった方がどうやって怪我をされて亡くなったか，検察官からは，御遺体の写真とかを見ながら，この角度から，こう倒れたとなれば，ここの骨が骨折するのはあり得ないという話をもってこられて，弁護人は「いやいや，それは転倒の具合で，こういう転倒が考えられるから。」というのを，いろいろ話されてました。それに伴って，検察官は，たくさん証人の方を呼んで，私たちもそれを聞いて，なるほど納得という，自分の中で，決めつけはだめなんですけれども，やっぱりひょっとしてこの人どうなのかなというふうに思うところを，頭の中を真っ白にして裁判に臨んだつもりでいてたんですけども，検察官の話がすっと入ってきて，弁護人の話も，もちろん入ってきたんですけれども，整理しやすくて，自分では納得のいく内容だったなとは，すごく思いました。

司会者：御遺体の写真が一部あったんですよね。

１番：ありました。

司会者：それを御覧になって，何か重たい気持ちになられたり，御負担だったりということはありましたか。

１番：当時のメンバーは，今でもたまに会ったりしてるんですけれども，それでもいまだに，そこの部分に関しては，全然苦ではなかったと感じてますね。もちろん女性の方もいますし。

司会者：お医者さんの尋問がたくさんあって，鑑定についての質問があったかと思うんですが，そのお話の内容のわかりやすさはいかがでしたか。

１番：多少ずれはあったと思うんですけれども，大まかなラインで，もちろん合理性があったので，わかりやすかったですし，先生方がたくさんいらっしゃったんですけど，いろんな病院を渡り歩いてたんで，たくさん証人がいら

っしゃったというのはあると思うんです。

司会者：質問の仕方とかで，わかりにくいところがありましたか。非常に質問が長いなとか，あるいはすぐ終わってしまって短かったなとか，そう感じられたところはありませんでしたか。

１番：いえ，検察官は理路整然と証拠に基づいて話をされて，弁護人は，ちょっと証人の方が少なかったんですけれども，流れ的におっしゃられてることは，よくわかったんで，非常にわかりやすかったです。

柴田裁判官：御遺体というのは，一部ですよね。身体全体ではないですね。

１番：そうですね。部分部分ですね。

司会者：それでは，論告・弁論についてお伺いしたいと思います。最終のところですね。

まず，論告・弁論について，わかりやすかったか，詳し過ぎたか，簡単過ぎたか，またわからない言葉とか，法律用語がたくさん出てきてなかったか。その点について，ちょっと思い出していただき，御意見をお願いしたいと思います。

１番：私が経験した裁判というのは，先ほども申し上げたとおり，非常に長い時間でしたし，被告人が否認されてるという形で，真向，戦われている話だったんですけれども，時間は最後の論告のところで，裁判長がおっしゃった部分ですよね。

司会者：検察官と弁護人が，それぞれまとめの意見を述べられた場面があったかと思うんですけど，そこのわかりやすさをお願いします。

１番：なるほど。それでしたら，弁護人の方が，ちょっとわかりにくいなというのが正直な感想です。

検察官は，先ほども言ってたとおり，証拠に基づいて話されてたところもあったんですが，ちょっといろいろ被告人が，右往左往するようなことをおっしゃられてたんで，弁護人は大変やなと思っていたんです。最後はまとめ

られたと思いますけれども，私個人的には，ちょっと納得できない部分がありましたので。検察官は，わかりやすかったのは，確かです。

司会者：論告のときにも，メモというんですか。Ａ３のが作成されていたとは思うのですけど，それは見やすかったですか。

１番：そうですね，はい。結構，分厚かったと思うんですけど，わかりやすかったです。

柴田裁判官：分量的にはどうでしたか。全然，大丈夫でしたか。

１番：大丈夫でした。

これが多いのか，少ないのかわからないんですが。

司会者：論告・弁論について，最後の最終的な検察官と弁護人が意見を言われた部分で，２番さんの事件は，結構複雑だったので，Ａ３で３枚あったと思いますがいかがでしょうか。

２番：事件自体，人間関係が複雑なこともあったんですが，裁判官から細かく，この分，この分，この分と，それまでにいろいろ説明がありましたので，最終的な論告等に関しては，特にわからないということはなかったですし，説明もさほど問題はなかったように感じました。

柴田裁判官：中身は，量刑のところはともかく，主張としての理解ができるかどうかというところはどうですか。

２番：お互いの言いたいことは，十分にわかりましたし，こことここは，言ってることは相対してるんだな，ここがポイントなんだなということも，それは十分に理解できました。

柴田裁判官：どういうことがわかりやすかったとかはありますか。

２番：特に。ただ，そのときは被告人と弁護人の間で意思の疎通がなかったような場面が，多々見られたところはあったんですが，最終的な部分に関しては，よくわかりました。

司会者：３番さんの事件は，論告・弁論Ａ４で１枚だったかと思うんですけ

ど。

３番：検察官の論告メモのほうは，最初の冒頭陳述の供述はカラーで，要点は赤で書いてあるので，これに沿って論告されてたので，非常にわかりやすかったです。

実際，事件そのものが，被告人が認めてて，母親を殺したという殺人罪ですが，要するに量刑が争点という論告ですので，大変わかりやすかったと思います。

弁護人のほうも，３枚書いておられるんですけれども，これらも同じようなことが結構あったので，しつこいなという点がありました。

それから，特に寛大な量刑を望んでいて，この事件はどれが争点だったのかがわかりにくかったなというのがあります。

４番：論告と弁論のどちらがわかりやすかったかと言えば，論告のほうがわかりやすかったかなと思ってます。説明のほうも，淡々と内容的にはわかりやすかったかなというふうに感じてます。

あと，なかなか弁論のほうの説明がわかりにくかったところがありました。

司会者：弁論も，４番さんの事件はメモ形式になってましたね。

４番：はい。

６番：論告メモのほうなんですけど，起承転結がしっかりとしていて，最初から最後まで，こうだからこうというふうな書き方をされてたので，非常にわかりやすかったです。

あと，弁論のほうなんですけれども，ちょっと弁護人と被告人と証人の意見が，余りしっくりくるものではありませんでした。証人の方たちは，減刑を訴えられて，ちょっと私も涙する場面もあったんですけれども，弁護人が示した書類とか，被告人の様子とか，裁判長が質問をされたときとか，ちょっとちぐはぐなことを言ったり，弁護人が示している内容とは，ちょっと違

ったことを言ったりとか，ちょっとしっくりこなかったかなという点で，感情論みたいな内容だったので，わかりやすいというか，そうなんだなという感じで受け取りました。

司会者：検察官，弁護士のほうから，何か質問はありますか。意見を求めたいとか。

田村検事：今，お聞きしていた範囲では，冒頭陳述と論告は，メモのものと，文章形式のものと，パワーポイントのものと３種類出てきたかと思うんです。検察官はメモをどの事件でも出しているかと思うんですけれども，この３種類だと，どれが一番いいというのはございますか。

司会者：パワーポイントを経験された方は，一部しかいらっしゃらないようですね。

田村検事：そうですね。４番さんは，パワーポイントを弁護人が使われたかなと思うんですけど，聞きながらわかるという意味と，あとで見直して，皆さん後で使われたというお話もされていたので，いろんな使い方を通してみて，どんな形のものが一番いいのかなという，その辺何か御意見ありますか。

４番：非常に難しいんですけれども，冒頭陳述については，初めて裁判員制度に参加させていただく中で，何をどうしたらいいのかというのが，まずわからなかったので，その中で，ほとんどが，内容は一応聞いているんですけれども，頭には残らなかった。パワーポイントを使っていただいても，なかなか頭には残っていなくて，あとで見直すためのものとして役に立ったのかなと。

あと，検察官の内容のほうが，僕は最初のときはわかりやすかったかなと思います。簡単にまとめていただいてたので。

司会者：藤井弁護士のほうで，何かございますか。

藤井弁護士：３点ぐらいなんですけど，遺体の写真が余りグロテスクでないよ

うな配慮がされていたということで，それほど心理的に，圧迫がなく終わったようですけれども，逆にそういう，余り細工を施してない生のといいますか，写真を見せられた場合と，量刑の判断に御自身としては影響が出たかどうか，そのあたりは，どんな感想なのかをお聞きしたいんですが。

司会者：仮定の話になるので，なかなか難しいかと思いますけど，どなたか意見をよろしくお願いします。

藤井弁護士：６番の方と３番の方は同じ事件ですよね。

６番：はい。

司会者：６番の方は，首のところの写真だけで，周りは隠した形の写真だったんですよね。

６番：一応，私が見たのは，３番さんも見られてたと思うんですけど，そんなにぐさっとくるような感じではなかったので，上半身から上が撮られてたんですけど，顔とかも一切隠されてて，傷が見えるか見えないかぐらいだったんですけど，ここですよみたいな示し方だったんです。そうですね。やっぱり顔とか，ちょっとリアルに見てしまうと，本当に亡くなったんだなみたいな印象を受けて，量刑までは思わないかもしれないですけど，心情的にちょっと同情というか，そういうのも，もしかしたらあるかもしれないです。量刑まで重くしようとか，そこまでは思わなかったかもしれないですけど，個人的にはなるべく見たくないです。

藤井弁護士：３番の方は，写真の記憶は。

３番：今，何となくそれを見たなというふうに思い出しました。

ただ，要するに，首を絞められて亡くなられたことなんですけれども，これがその写真ということで。ただ，今６番さんが言われたように，それほど量刑には関係しなかったんじゃないかと思います。

ただ，それがもし誰かに刺されたとか，血がわっと出ているとか，そういう写真であれば，多分量刑に左右するのかなというふうには思いますね。

私は多分，そんな写真を見たら，１年を２年にしようとかというふうに思うかなと思います。これは仮定の話ですので。

藤井弁護士：あとは，別のことなんですけれども，２番の方の事件で，英語の通訳を介して全てのやりとり，全部翻訳が伴ってたと思うんですが，尋問のときに，まず検察官や弁護人が日本語で質問して，それを英語で伝えて，英語で被告人が答えて，それをまた日本語に訳してと，間にクッションが入りましたよね。

それから証人の場合も，被告人にわかるように英訳をして，ということで時間もかかったんですけど，尋問内容の理解度に影響が出たりしましたでしょうか。

２番：それは，日本語を聞いてますので，問題ないんですが，被告人に英語で話すことが，被告人に英語の能力がそれほどあったのかというのが，ちょっと話題になりまして，被告人がその質問内容を本当に把握してるのかどうかがわからないなという感想はありました。

だから，我々自体は質問内容もわかりますし，被告人が答えた内容も，ちゃんと訳されて返ってくるので問題なかったですが，被告人の理解はどうかなということがありました。

藤井弁護士：質問にすぐ答えが返ってくるような流れではなかったと思いますが，そのこと自身が聞きにくかったというわけではないですか。

２番：ないです。

藤井弁護士：それから，皆さんに対してなんですけど，弁論要旨ですが，パワーポイントみたいな形のものがあったかもしれませんが，ほかは文章の形だったかと思うのです。法廷では，それを口頭でそのまま読んだのか，あるいは多少表現を変えて言ってたのだと思うのですけれども，弁護人の弁論要旨が，検察官が作っている表のようなものとか，チャートとか，図示とか，そういう形になったほうが，より理解が得られたんじゃないかというような御

意見はありますか。

１番：是非そうしていただいたほうがわかりやすいです。

２番：メモのほうですね。これは時系列を見るのには，かなり役立つんですが，個々の細かな内容については，文章の方が僕自身はわかりやすかったです。心情の部分はそのほうがよくわかりました。

３番：検察官は，要するに事件の振り返りになっていたし，それでこういう形ですが，弁護人は，どっちかと言うと，事件によると思いますけれども，心情に訴える部分が多いと思います。だから，これをこんな形にしたら，かえってあっさりし過ぎるのかなというふうには思います。

４番：特に，内容的には，僕は問題なかったんですけれども，基本的な見直しをするときには，論告・弁論のメモというのは役に立ちましたし，もっと内容的に深く見るときに，冒頭陳述等を，この内容を見ながら，確認していったというような流れでした。

ですから，特にこちらがどうのこうというところは，なかったと思います。

６番：検察官が作られたものは，非常にわかりやすくて，起承転結の形ですごく把握しやすかったとは思います。

弁護人の弁論は，３番さんと同じで，本当に羅列されてるような形だったので，照らし合わせるという形じゃないですけど，検察官の「この部分に対しては，こうだ。」みたいな形で書かれてたほうが，よりわかりやすくて，その上で，こういう事情を汲んでもらいたいみたいな書き方だったら，すごくわかりやすいんじゃないかなと思います。

司会者：それでは，ここで１０分間ほど休憩したいと思います。休憩の後は，評議及び判決についての御意見や御感想を伺いたいと思います。

休　　憩

司会者：では，評議及び判決について，それぞれお話をお伺いしたいと思いま

す。

６番：評議は本当に詰めて，もう一日中という感じで，結構，時間的にみっちり話はできたんじゃないかなと思います。私は補充裁判員だったので，最後の評決には加わってないのですが，判例とか，そういう資料を見せていただいた上で，最後評決をとるという形でした。公平な立場でしないといけないですけれども，やはり裁判員の人たちが思う感情とか，そういうものと判例が果たして比例してるかというのを，ちょっと思ったところなんですけれども。判例とかで決めていいのかとか，この事件に対しては，そうじゃないのかなと思ったところもありますし，どちらかというと，自分の強い意思で「こうだ。」という感じでも，あったような，なかったようなという感じで終わりました。

司会者：思っていることが話せなかったということはないですか。

６番：それはないです。すごく話しやすい雰囲気を作ってくださったので，それはなかったんですけれども，評決となると，本当に民意というか，公平性を保つという意味で，本当にこれでいいんだろうかという感じはしました。

４番：最初は当然，裁判員の方々も面識が初めてだったので，しゃべりにくかったんですけれども，回数を重ねると十分に話せたんじゃないかなというふうに思います。

メンバーも大体，気持ちもわかるぐらいにはなってたのかなと，お互いに，番号だけでしか言い合ってはいませんでしたけれども，一つの物事に対して，判断していくというところについては，まとまって判断できたんじゃなかろうかというふうに思います。そういった意味では，十分に話せたのかなと思います。

あと，量刑に関してですけれども，もっと厳しい量刑を，最初は考えていたわけなんですけれども，判例を見ていくと，比較的それに同じ内容，近いものを見ていきますと，私自身としては，思ってたよりも量刑としては軽い

判例が多かったなというふうに思いました。

３番：事件そのものが単純でしたので，評議の時間がかなりあって，こんなにあって，何を話するんかなと思ったのですが，十分できたと思います。私も意見を言わせてもらって，結局，事件の性格から，いろいろ話はしたけども，被告人のそのときの気持ちとか，その辺は結局わからないから，事実に沿ってしか判決できないというのがわかりました。このとき，あの被告がどう思ってたのかとか，それがわからないから，それが判決には左右しないというか，そういうところで，十分だったかなとも思いました。

裁判そのものの中身は，さっきも言ったように証人尋問がわかりにくかったという，そこが一番響いてるのではないかなというふうに思います。

２番：評議についてなんですけど，言っていいのかどうか，わかりませんが，実は，一人の裁判員の方から，ちょっと話しづらいんだという相談がありました。自分はそのとき，補充裁判員ということで，円卓のちょっと離れた位置に座っていたんですね。そういう意見があったので，また意見を出し合うときに，ちょっと迷惑だったかもしれませんが，あえて反論するような意見を，すぐ言わせていただいたこともありました。期間も長かったので，みんなわりと意見は言えるようにはなっていったと思いますが，短い期間の方もおられますので，そのときに，本当に皆さん思ってることを言えたのかどうかという気持ちはあります。自分自身，この事件の最後の判決に関しては，途中，多々いろんな意見の食い違い等もあったんですが，最終的な判決に関して，自分はすっきり，何の一点の曇りもなく受けることができました。

だから，当日はとてもすがすがしい気分で最終日を迎えることができたので，よかったです。

１番：評議についても，私たちの場合はものすごく長かったんですが，皆，忌憚のない意見が言えたので，よかったのかなと。量刑についても，もちろんほかの判例もありますが，最終的には，皆さん了解していただいた形でもち

ろん決まったわけですけれども，当然，私自身も納得したので。

柴田裁判官：２番の方の，先ほどの話づらいというのは，何が話しづらいというのがあれば教えていただけますか。

２番：多分，場の空気というか，手を挙げて「自分はこう思うんだ。」というような意見を，ちょっと言うのがおっくうだというか。

柴田裁判官：手を挙げるというのは，多分なかったと思うんですが。

司会者：時期的に初めのほうの場面ですかね。

２番：そうです。２日目ぐらいのことだったんですが，やはりちゃちゃを入れるようなことで，途中いろいろ掻き回して，申しわけなかったです。

柴田裁判官：いえいえ。まず，事件が普段日常に余り縁がなかった事件だったのと，密輸の事件でわかりづらいというところも，最初はあったかなと思うんですけど。なかなか難しいですね。

司会者：その他のところで，守秘義務につきまして，判決後，日常生活の中で，こういうことを話していいのかなと悩まれた御経験のある方がいらっしゃいましたら，御紹介いただけるとありがたいんですが，何かそういう御経験ございましたでしょうか。守秘義務のことが，こういうことで気になって，迷ったとかいうことは，特段ありませんでしたか。

柴田裁判官：日常生活の中で，裁判員の経験をされたということを，ほかの方にお話しする機会ってありますか。

２番：あえて言わないです。

柴田裁判官：御存じの方から，聞かれたりしませんか。「どうだったか。」とか。

２番：知らせてないです。

司会者：皆さん，家族の方ぐらいしか，御存じないことになるんですかね。

３番：私は，職場の得意先に見つかりましたからね。で「どこへ行ってきたん。」と言われたので答えただけで，その後は何も言われませんでした。

司会者：そもそも裁判員の経験をしたということを知らない人からは，余り聞かれはしないですよね。

６番：周りでも，本当にいなくて，第１号と言われることの方が多くて，興味を持つ人の方が多いですね。

柴田裁判官：どんなことを尋ねられましたか。どうだったかとか。

６番：はい。何か裁判所の法廷というのは，どうだったとか，雰囲気とか，怖くなかったとかいうことを。

司会者：これから，また裁判員になられる方というのがどんどん出てくるわけなんですけど，その方へのメッセージとか，アドバイスとかあればお伺いしたいんですけど，いかがでしょうか。できれば順番にお願いします。

１番：まず怖がらずに参加してもらったほうがいいかなと思います。先入観をいろいろ持たれると思うんですけど，私は，営業の仕事をしてるので，逆にそれを武器にして，自分はこういう経験をしたという話をしたんです。そうしたら，皆さんから否定的な意見が正直ありました。ですが，興味を持たれてる方も多いのが事実だったんです。「いや，そんな怖がることじゃないよ。」という話で「別にもう，こんな感じで。」とお話ししました。やっぱり意外と少ないですね，裁判を経験されてる方は。私の身の周りはゼロでした。私と同じ事件を経験した裁判員経験者のメンバーの中では，もう１回裁判員する，してもいいという意見が，全員ほぼ一致です。ですが，もう１回やりたいかといったら，ちょっとそれはどうかなというんですよ。でも，経験する人に対して，アドバイスをしてあげたい。初日を迎えるに当たって，こういう心構えで行ったほうがいいとか，そういうのは言いたい。皆，それを言ってました。

２番：多分当たった人は「何で自分が，何で私が。」と思われると思うんですが，あなただから必要なんだということをあえて言いたいなと思います。２０代なら２０代，７０代なら７０代，生きていた人生を，この裁判の中で利

用していただきたい。そう思います。

３番：よく聞くのは，実際当たった時，仕事をしているので，断ったと聞きます。これは１回断って，２回目当たるかどうかということもあるので，確かに，職場を休んでというようなことだけれども，やっぱり来たら，貴重な経験になると思います。私も朝来て，投げようと思いましたが，してよかったと思ってるんで，是非一度経験してみるのは，とても人生にとっていいことだと思います。

４番：大体，皆さんがお話しされてるとおりなんですけれども，経験するまでは，何となく閉鎖的な裁判員制度というんですか。わからないから，何をしてるんだろうという気持ちがあったわけですが，やってよかったんですけど，私から言えるのは，これからやっていかれる方も，やることによって，いろんなことを考え，改めて違ったことも考えられるのかなと思いますので，そういった意味での参加をどんどんしていただいたほうがいいのかなと思います。

それをいかに伝えるかというのも，なかなか難しいですけれども，真実がどこにあるんだとか，いろいろ格好いい言葉はあるとは思うんですけれども，自分自身の判断というものが，今までとちょっと変わったのかなという点もあるかと思うので，一つの経験として，申し上げたいんですけれども，人間として，皆さんがこれからもどんどんと気持ちよく参加していただけるような制度になっていけばいいかなと思います。

６番：私も皆さんとほとんど同じなんですけれども，私も主婦という立場で，なかなかこういう体験をさせていただけるというのは，本当に貴重な体験だったと思います。本当に非日常なことだったと思うので，できたら裁判所とか，司法についての考え方も，本当に変わってくると思うので，選ばれた方は，できたら参加して，民意とか，普通の私たちの言葉とか思いというのを，率直に伝えていただいて，裁判に参加していただくというのが，本当に

いいことなんじゃないかなと思いました。

報道機関からの質疑応答

司会者：それでは，意見交換はこの程度にいたしまして，報道機関の方から，裁判員経験者の皆様にお尋ねしたいということがございましたら，御質問をお願いいたします。

記者１：皆さんに，お伺いしたいんですけれども，一つ目は裁判員に選ばれた後，何か周りからサポートがあったということはないですか。

あとは，お仕事をされてる方，あるいは主婦の方もおられると思うんですが，その両立というか，不都合はなかったのかという点をお伺いしたいと思います。

司会者：サポートというのは，具体的にどういうものですか。

記者１：周りに経験した人がおられて，アドバイスをもらったとか。

司会者：そういうことがあった方，いらっしゃいますか。

仕事と家事との両立に，先ほど触れていらっしゃいましたけど，いかがですか。

６番：私は，両親とも離れてますので，高校生と小学校の子供がいるんですけれども，小学生の娘は，やはり知らないところに預けられるというのが嫌なので，４日間あったんですけれども，１日は友達の家に預かってもらいました。「託児所とかに行くのは，絶対に嫌だ。」と言ったので，主人に仕事を休んでもらいました。だから金銭面ではマイナスでしたね。

あとは，裁判員の方が周りにいなかったので，ネットで調べてみたりとか，そういう感じでした。

司会者：お仕事との両立で，何か困られたということは，お休みされるに当たって，何か問題とかはありましたか。

１番：事前のお知らせを，早い段階でいただいたので，もう私はそれで決まったものと思っていたので，それに向けて段取りしてたんです。だから，２回

目の御案内をいただいたときに，もう１回抽選があると知って，そこで，豆鉄砲を食らったみたいだったんですけれども，でも本当に選ばれたので，結果オーライかなと。事前に早い段階から言っていただいてると，段取りはできますので。

司会者：他の方は，よろしいですか。

２番：自分は自営なので，休みがある程度，自由にはとれるんですが，やっぱりデメリットというのは，絶対どなたも持っているんですよ。仕事している人，おうちで働いている人も，全部考えたんですけど，長い人生で家族の誰かが入院するようなことも経験あるでしょうし，亡くなるようなこともあります。そのときに，普通はそれにかかわるでしょう。そのことを考えたら，長かったですけど，短かった人も４日間ぐらいですかね。これは多少そういうことがあっても，是非参加するのが，僕自身はいいと思います。それだけのメリットは，十分に得られると考えております。

司会者：ほかに報道機関の方，何か御質問ある方おられますか。

記者２：先ほど，６番の方，子供を友達に預けたり，御主人に頼んだりというのがあったんですけども，こういう支援があれば，具体的にあれば，主婦でも参加できるのではないかと思える支援策はありますか。

６番：終わってから，意見に書かせていただいたんですけど，せめて子供が通ってる小学校の学童に預けられたりとかだったら，まだ自分の顔なじみのお友達とかがいるので預けやすいかなと思うんですけど。事前に，この近辺の託児所とか，何か所か紹介はあったんですけど，やっぱり全く知らないところに，小学生ぐらいの子をパッと預けるというのも，なかなか難しいし，「満員の可能性があります。」とかいうのを書かれていて，なかなかどこかに預けるというシステムが，余り重要視されてないのかなというのは，すごく感じていて，せめて通っている近辺の託児所というか，学童とかに預けられたら一番いいのかなと感じました。

２番：裁判所にそういう施設があれば，とは思うんですよ。

記者２：あと，もう１点なんですけれども，会社にお勤めの方が２人おられたと思うんですけれども，会社の公休とか有給制度を利用されているのか，どういうふうにお休みを申請したのかを教えていただけますか。

２番：うちの会社が特殊なんですけども，会社としての給与面のサポートは一切なかったです。

ただ，会社としては，名誉なことやから「行け。」と，それだけですね。でも，他の人の話を伺うと，そんなことはないみたいですね。結構サポートをいただいているみたいなんですけど。一応，有給じゃないんですけれども，公休扱いにはしていただきました。

４番：私のほうは，一応，会社上司及び役員へ説明というか，許可を得てます。内容的に，当然，協力しないといけないということで，有給でなく，公休の扱いでいただいています。

司会者：質問は以上でよろしいでしょうか。

裁判員の経験者の意見交換会は，これでお開きにさせていただきます。本日は，大変有意義な御感想や御意見をいただきまして，本当にありがとうございました。この場でお伺いいたしました御意見，御感想を今後の制度の運用に大いに生かしてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

皆様，大変お疲れさまでした。